

名古屋都市計画ごみ焼却場（一般廃棄物処理施設）北
名古屋ごみ焼却工場建設事業に係る環境影響評価方
法書に関する関係市町長意見

（北名古屋市長意見、名古屋市長意見、清須市長意見、
豊山町長意見）



23北環第 480号
平成23年9月14日

愛知県知事 大村 秀章 様

北名古屋市長 長 瀬 保



名古屋都市計画ごみ焼却場（一般廃棄物処理施設）北名古屋ごみ焼却工場建設
事業に係る環境影響評価方法書について（回答）

このことについて、平成23年8月16日付け23環活第128-3号で照会のありま
したこのことにつきましては、別紙のとおり回答します。

〔問い合わせ先〕

担 当 防災環境部環境課 梅田
電話番号 0568-22-1111 内線2232
F A X 0568-25-5533
メー ル kankyo@city.kitanagoya.lg.jp



環境の保全の見地からの意見

名古屋都市計画ごみ焼却場（一般廃棄物処理施設）北名古屋ごみ焼却工場建設事業に係る環境影響評価方法書について、愛知県環境影響評価条例第10条第2項の規定に基づき照会がありました環境の保全の見地からの意見は、次のとおりです。

記

- 1 市民の生活環境に対して十分な配慮をするとともに、環境保全に対して万全を期すること。
- 2 準備書の作成に当たっては、市民等から寄せられた意見に対して、十分な検討を行うこと。また、市民等にわかりやすい図書の作成に努めること。
- 3 ごみ処理施設の処理方式等については、稼働実績、処理性能、維持管理性、安全性、環境保全性、生活環境への影響等を今後検討して決定するとしているが、その比較検討の経緯及び内容を分かりやすく示すこと。
- 4 事業実施区域周辺の交通量、大気質、騒音及び振動等の状況を十分踏まえ、生活環境に影響が少なくなるように、工事中及び供用時の関係車両の主要運行ルートの設定に努めること。
- 5 工事の実施にあたっては、低公害型建設機械の使用に努めること。
- 6 工事中の廃棄物等の発生量抑制や有効利用に努めること。
- 7 焼却に伴う廃熱を廃棄物発電に利用するとともに、給湯、空調等にも利用し、最大限エネルギーの有効利用を行うとしているが、太陽光発電など再生可能エネルギーの利用についても検討すること。
- 8 ダイオキシン類対策として、燃焼温度、ガス滞留時間等の管理により安定燃焼の確保に努め、定期的な調査を実施して適正に管理するとしているが、ごみ焼却場から排出される有害物質の状況を始め、維持管理の情報について、インターネット等を積極的に利用して、情報公開に努めること。



23環対第98号の2
平成23年9月26日

愛知県知事 大村 秀章 様

名古屋市長 河村 たかし

名古屋都市計画ごみ焼却場（一般廃棄物処理施設）北名古屋ごみ焼却工場建設事業に係る環境影響評価方法書について（回答）

平成23年8月16日付け23環活第128-3号で照会のありましたみだしのことにつきまして、別紙のとおり回答します。



〔 名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課
環境影響評価係 川瀬 電話 052-972-2697 〕

環境の保全の見地からの意見

名古屋都市計画ごみ焼却場（一般廃棄物処理施設）北名古屋ごみ焼却工場建設事業に係る環境影響評価方法書について、愛知県環境影響評価条例第10条第2項の規定に基づき照会がありました環境の保全の見地からの意見は、次のとおりです。

平成23年9月26日

名古屋市長 河村 たかし

名古屋都市計画ごみ焼却場（一般廃棄物処理施設）北名古屋ごみ焼却工場建設事業に係る環境影響評価の実施にあたっては、当該事業に係る環境影響評価方法書に記載されている内容を適正に実施するとともに、環境影響評価準備書の作成にあたり、名古屋市域に関わる事項として、以下についての対応が必要です。

1 事業の目的及び内容に関する事項

- (1) 処理方式について、「ストーカ方式又は流動床方式」、「ストーカ方式又は流動床方式＋灰溶融方式」及び「ガス化溶融方式」の3方式から、稼働実績、処理性能、維持管理性、安全性、環境保全性、生活環境への影響等を今後検討し決定するとしているが、その検討経緯を明らかにすること。
- (2) 事業実施区域は新川に隣接しており、地下躯体工事も行われることから、掘削等の土工及び施設の存在による周辺地盤の変位が堤防に影響を及ぼさないように検討を行い、事業計画・工事計画等に反映すること。
- (3) 環境への負荷の低減を図るために、供用時の焼却に伴う廃熱を廃棄物発電等に有効利用するとしている。当該事業で導入を想定している廃熱の利用方法を示し、廃熱利用による温室効果ガス等の低減の効果等を具体的に明らかにすること。
- (4) 既存の工作物等の除去工事及び新たなごみ処理施設の建設工事の実施に伴って、温室効果ガス等が発生することから、建設機械の稼働、建設資材の使用、建設資材等の運搬及び廃棄物の発生のそれぞれの側面から、温室効果ガス等の排出を抑制する対策を検討し、その内容を明らかにすること。

(5) 事業実施区域に新設する緑地について、東海地域の在来種（郷土種）に配慮した緑化計画を検討すること。また、客土等の使用に当たっては、外来生物が移入しないよう配慮すること。

2 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価について

(1) 大気質・騒音等に共通する事項

工事中及び供用時の関係車両の主要運行ルートについて、限られた範囲の地図上において3ルートが示されており、大気質、騒音等の調査・予測地点として、名古屋市外に3地点が設定されている。よって、名古屋市内の交通ルート及び交通量の検討に際しては、沿道環境への影響に十分配慮するとともに、設定した調査・予測地点の妥当性を明らかにすること。

(2) 大気質

ア ダイオキシソ類及びアスベストに係る大気質の環境影響について、稼働を休止している北名古屋衛生組合環境美化センター（以下、「旧施設」という。）の解体撤去に起因する影響を考慮して、環境影響評価の項目に選定すること。

イ 微小粒子状物質について、現況調査を行い予測・評価は行わないとなっているが、予測手法が確立された場合には、予測・評価を行うこと。

ウ 大気質における上層気象の現地調査について、高層気象観測を実施する期間がそれぞれの季節を代表する時期であることを検証するため、天気図を収集・整理すること。

(3) 騒音

ごみ処理施設は、24時間連続運転であり、休日も稼働する計画であることから、環境騒音の現況調査の調査期間に休日を設定すること。

(4) 水質

ア ダイオキシソ類及び重金属等に係る水質の環境影響について、旧施設の解体撤去に起因する工事中の排水への影響を考慮して、環境影響評価の項目に選定すること。

イ 水質の現況調査について、調査地点を新川に2地点設定しているが、工事中の排水は排水路から鴨田川を経て新川に放流されることから、適切な調査地点を加えること。

(5) 土壌

ダイオキシソ類等の有害物質に係る土壌汚染の現地調査について、事業実施区域における土地利用の履歴を考慮して、調査地点を適切に設定すること。

(6) 廃棄物等

既存の工作物等の除去に伴う副産物については、旧施設の施設内にダイオキシソ類及び重

金属等が付着していたり、アスベスト及びPCBが存在している可能性を考慮して、適切に調査・予測・評価すること。

3 その他

- (1) 煙突の高さを100メートルとする計画としていることからテレビジョン放送電波の受信障害が考えられる。したがって、事業を進めるにあたり、ごみ処理施設の存在がテレビジョン放送電波の受信等に及ぼす影響について検討し、対策を行うこと。
- (2) 図表の活用や専門用語を必要に応じて丁寧に説明するなど、市民に理解される分かりやすい図書の作成に努めること。
- (3) 住民等から寄せられた意見について十分な検討を行うとともに、今後とも住民意見の把握に努めること。



23清須生第150号
平成23年9月14日

愛知県知事 殿

清須市長 加藤 静治



名古屋都市計画ごみ焼却場（一般廃棄物処理施設）北名古屋ごみ焼却工場
建設事業に係る環境影響評価方法書について（回答）

平成23年8月16日付け、23環活第128-3号にて照会のありましたこのこと
については別紙のとおり回答いたします。

担当 市民環境部
生活環境課（梶木）
電話 052-400-2911
内線 1253



北名古屋ごみ焼却場建設事業に係る環境影響評価方法書について

(意見)

- 解体工事に当たっては、低公害型の建設機械の使用を徹底することなどにより、騒音及び振動の発生を低減・抑制すること。
- 工事の実施に当たっては、粉塵の発生を抑制する措置（散水等）を適切に実施すること。
- 解体工事に当たっては、石綿（アスベスト）飛散防止対策に配慮すること。
- 既存施設は、長年ごみ処理場として利用されてきたため、解体工事に当たっては水質、土壌及び地下水等、環境への影響の低減に十分に配慮すること。



23豊建第651号
平成23年8月26日

愛知県知事 様

豊山町長 鈴木 幸 音



名古屋都市計画ごみ焼却場（一般廃棄物処理施設）北名古屋ごみ
焼却工場建設事業に係る環境影響評価方法書について（回答）

平成23年8月16日付け、23環活第128-3号で照会のありました
このことについては、意見ありません。

担当 経済建設部建設課環境・安全係
電話 0568-28-0916（直通）

